

資料

北海道に於ける鯧漁業合同に就て

服 部 政 一

目 次

- 一、序
- 二、北海道廳の合同案
- 三、合同會社設立への經過
- 四、合同會社不成立の真相
- 五、鯧漁業合同の將來
- 六、結 び

一、序

企業の合同、集中化を目的として、諸種の産業に行はれつゝある産業合理化の努力は、本道の鯧漁業へも現はれた。嘗つては本道産業の主位を占め、短期間中に莫大な富を齎らすことを以て、其華かさを謳はれてゐた

北海道に於ける鯧漁業合同に就て

鯨漁業ではあつたが、近來の漁獲高の減少と、販賣價格の低下とは、年と共に斯業の不振を大ならしめた。

其の依つて生ずる原因を、生産方面に於ては、亂漁の結果とし、販賣方面に於ては是れを近時の經濟界不況の影響に求めるのであるが、私は此の最大原因は、漁業經營の不合理に是れを歸せねばならないと思ふ。

個人企業を合同せしめて、經營の合理化を計らんとする試みは、昭和三年十一月、時の日魯漁業會社々長堤清六氏の提唱した、鯨漁業合同大調査會の創立によつて始められた。

同調査會は東京に本部を設け、主として、民間の斯業の經營に關係し、經驗を有する有志によつて成立したのである。其企圖する所は、本道及樺太を一丸とする大合同であつた。當時の北海道長官澤田牛麿氏、拓銀頭取、及農林省當局は、此の合同調査會の提唱を見て、其の具體案に付き協議會を開き、それが目的遂行に援助を約したのではあつたが、結局一部有識者間の問題として、未だ具體的な何らの運びにも至らなかつた。

近年不漁續きであつた斯業は、昨年（昭和五年度）に於て更らに其深度を深め、本道に於ける優良漁場地域と見なされてゐた後志支廳管内の鯨漁皆無の状態を現出したのである。従來鯨漁を唯一の生活資源としてゐた、是れらの地方の漁村は、こゝに全く、彼等の事業と共に生活を失はねばならないことゝなつた。

此の直面せる事實が合同問題を速進せしめた事は疑ひを入れない。主管官廳たる道廳は、長官始め漁業關係の主腦部が盡した、合同への努力の動機は、是等漁村救済の見地から出發せるものであることも明らかなる事實である。

昨年九月末に道廳を始め鯨漁業關係有志の、農林省及大藏省への奔走の結果、合同資金として、大藏省預金部より三百五十萬圓の融資の決定を見たのであつて、今回の合同問題が具體的活動に入つたのは、それ以後の事に屬する。

私は前道廳水産課長の立案なりと傳へられる道廳案を中心として、鯨漁業合同運動の經過及是れが將來について考察を試みようと思ふ。

二、北海道廳の合同案

今回の北海道廳の合同案は、前述の如く前水産課長の立案になるものと傳へられる。其内容は、拓銀頭取の複案を骨子として、是れに前述せる鯨大合同調査會の調査を加味せるものと稱せられるが審かでない。

とまれ、鯨大合同調査會に於ては、樺太及北海道の鯨漁業地域全部を合同せしめる計劃であるに反し、小合同案であつて、後志、石狩、留萌、宗谷支廳及小樽市の一帶に渉る鯨漁業地を合同せしめて、合同會社を創立する計劃である。合同會社の企業形態は株式組織である。

合同會社創立計劃の具體案の大要を次に考へて見よう。

一、合同會社設立の目的

其の目的とする所は、個人企業を合同せしめて、企業經營を會社の統一意志によつて行ふ事である。是れに

よつて、

イ、生産方面に於ては、生産費の低減を計り、

ロ、販賣方面に於ては、販賣の統制を計るのである。

生産費を低減せしむる方法は、不良漁場を整理し、休業させると同時に、従来よりも低利の經營資金を利用する事に求めてゐる。

販賣の統制は、鯧漁の製造を集中化すと共に、製品の規格統一、販賣組織の單純化を計り、是れによつて、相當の販賣價格を維持するのである。

二、合同方法

イ、合同範圍

場所的に見れば後志支廳管内、歌棄郡から宗谷支廳管内枝幸郡に至る本道西海岸の一帯である。

漁業の種類から云へば、現在鯧漁獲高の約八〇%を提供する定置漁業のみである。他の約二〇%の産出高を生む刺網漁業は許可漁業であるが爲めに免許による定置漁業と異り、財産權として認められないのである。

此地域内の現存漁業權數は二千三百三十九ヶ統であつて（全道の漁業權數は約二千七百ヶ統である）其の内約千五百ヶ統の参加見込を標準として立案したのである。

ロ、合同参加者の資格と其の出資

合同に参加して、會社の株主たる資格を有するものを次の如く制限した。

a. 負債なき漁業権を有するもの、但し負債ある漁業権を有する者と云へども、此の負債を大藏省預金部よりの低利資金の借入れ其他の方法で整理し得るもの。

b. 漁業権の賃借権者で、漁船、漁具、土地及建物等を有し、之を出資し得るもの。

出資は原則として、現物出資として、これに現金出資を加へてゐる。現物出資物件としては、漁業権及之に附隨するもの（漁船、漁具、土地建物其他）であり、現金出資は低利資金三百五十萬圓である。

ハ、出資物件の評価

次に會社創立にあつて、最も重要なものは、出資物件の評価問題である。

a. 漁業権の評価

平等割……一ヶ統ごとに平等に三百圓を評價額とする。

賃貸價格割……各漁業権の公定賃貸價格の八―九倍をもつて評價額とする。

漁獲高割……各漁業権ごとに過去三ヶ年、五ヶ年、十ヶ年の漁獲高を平均して、是れを評價し、評價額を決定する。

此の三方法によつてなされた評價額を合計したるものを以て、漁業権各統の價額とする。

b. 附屬物件の評価

是れは個々の現物について評價する。

評價の決定機關は、評價委員會である、同委員會は、地方準備委員會代表各二名、中央準備委員會委員、及道廳側銀行團より撰定された委員を以て組織された。

三、合同株式會社の資本及收支（見積）

イ、資本金 二千七百萬圓

現物出資 二千三百五十萬圓

漁業權 約一千萬圓

附屬物件 約一千三百五十萬圓

現金出資 三百五十萬圓

ロ、經營資金 六百五十萬圓

會社現金 三百五十萬圓

銀行より借入 三百萬圓

ハ、著業統數 九百ヶ統（合同見込數千五百ヶ統の六割）

ニ、漁獲高 三十一萬五千石（一ヶ統平均三百五十石）

ホ、收 支

收 入 九百七十三萬三千圓（百石約三千圓と評價）

支 出 七百三十五萬圓

差引利益 二百三十八萬三千圓（利益配當年七分五厘の見込）

かくて、合同會社の創立の具體的活動が始まつたのは昨年十月の始めであつた。

三、合同會社創立への經過

合同會社創立までの一切の準備機關は、株式會社創立に於いて發起人の役割を演じたものとして、中央準備委員會と地方當業者の意思を代表せる地方準備委員會とを擧げることが出来る。

中央準備委員會は道水産會正副會長、合同調査會常任理事、及民間の斯業に關係を有する有識者と之に加へて道廳及銀行團とより成立つてゐる。

同委員會の機能は道廳發行合同の概要にも云へるが如く。

「本會は合同に關する一切の決議機關にして、方針、計劃、實行方法等之に依り決定せんとするものなり」である。

地方準備委員會は、地方當業者の意思を一括代表せるものであつて、各地方水産會地域を單位として、水産

會長、漁業組合長、町村長、漁業權者を以て組織され、一地域十人内外である。

其職能は評價の基礎となるべき出資物件の調査と、申込を地方的に一括取纏をなすことである。

以下會社成立迄の經過を簡單に述べて見よう。

合同着手の第一歩は、先づ道廳の立案をして地方民間當業者に周知せしめ、併せて彼等の意向の大體を確かめる事であつた。

十月十三、四日に此の目的を以て、合同地域の水産會長、漁業組合長及當業者代表を札幌に集めて、具體案及其趣旨を徹底させた。

其後中央準備委員會の方針によつて、道廳は水産課員を合同地域内の各水産會に派し、更らに民間當業者一般に、其具體案を理解せしむべく努めたのである。結果十月末日に賛成假申込をなした統數は壹千六百六十一ヶ統である。是に於て賛成せる各水産會地域ごとに前述せる地方準備委員會を組織させたのであつて、其數三十三ヶ所に達した。

合同準備の第二段は、出資物件の具體的評價と、假申込の確定とであつた。十一月七日から三日間各地方準備委員會代表二名宛と中央準備委員とが集合して、總會を開催し、評價の大綱を協議した。同月廿七日には、本申込を締切り其統數は千四百二十七ヶ統に決した。かくて、最後の段階であると同時に最大難關と目されてゐた、出資物件の評價を決定すべき評價委員會が開かれた。評價委員は地方準備委員會總會出席者と、道廳か

ら長官、産業部長、水産課長及課員より成立したのである。

十二月一日より四日間の討議によつて、出資物件の評価中特に漁業権公定賃貸價格の倍數比率も愈々決定を見るに至つた。當時長官の談話の一端を聞いても、事實上會社の成立を確信したものゝ如くであり、關係者始め營業間も、新聞紙の傳ふる所によれば成立を認めてゐたかの如くである。同月四日、六日、八日、は評價委員全部を擧げて、創立準備委員として、委員會を開き創立事務打合せと、残された附屬物件の評価問題を協議した。

創立準備委員中より長官の指名になる、常任委員會は七、九、十の三日間及二十二日より開催され、決定された事項は、

一、創立事務手續

二、附屬物件の評価及買上物件の標準價格である。

斯くの如くして會社創立への準備は決定的な所まで、進みながら、未だ解決に至らないものに、左の二問題があつた。一は創立委員長の就任であり他は本年度（昭和六年度）着業暫定資金の銀行團よりの融資であつた。

是より先き、十二月四日の創立準備委員會に於て、低利資金三百五十萬圓の外に、北海道拓殖銀行及北海道銀行より百五十萬圓の着業資金を會社の成立迄に融通を受ける事が決議せられたのである。此の斡旋を依頼さ

れたのは長官を始めとし常任委員の一部有力者であつた。此の任務を帯びて上京、主管官廳農林省始め拓殖銀行に運動をなした長官は、間もなく委員長及融資問題に對して絶望を報ずるの結果となつた。

長官の暫定資金融通申込に對する拓殖銀行側の回答を要約すれば

- 一、成立前の會社へは絶対に資金融通は出来ない。
- 二、成立後と云へども其内容を調査した上で無ければ、低利資金の融通は勿論貸付可能の金額を決定することは出来ないのである。

當時開會中の創立常任委員會は勿論中止され、師走のあわただしい内を、委員有志の上京運動となつたのである。

然しながら拓殖銀行側の態度は依然として變らない。唯許された融資の唯一の方法は、

「合同會社とは別個の立場から、從來の十人連帯不動産擔保貸付申込をなして、拓殖銀行の調査の結果決定せる貸付金額だけの融通を受けること、」のみであつた。

本年度着業時期を目前に控へて、拓殖銀行の回答に對し、不安を感じたものは委員のみではなかつた。地方の當業者は遂に經營資金難の折からではあるが、個人經營の覺悟を決定したのはこの時であると思ふ。同時に他の問題即創立委員長——事實上の社長——の就任も未決定に終つた。

此の二問題は遂に、合同會社不成立の色を濃くしたのであつて、私は事實上既に此の時に於て、會社の不成

立が決定されたと見るのが正當であると思ふ。(註一)

會社不成立の眞相は次に考察すべき問題である。

(註一) 其後本年一月早々、拓殖銀行及北海道銀行よりの着業資金融通を目的として、合同會社設立を後日に期し、合同組合を組織した。合同組合の融資計劃は全申込統數千四百餘ヶ統中、本年度着業統數を五百八十餘ヶ統とし、着業資金百八十五萬圓(一ヶ統約三千圓見當)及製造切揚資金百四十萬圓、合計三百二十五萬圓の融通申込である。是に對して拓殖銀行の貸出決定額は回收可能の着業統數二百九十ヶ統と見積り、着業資金八十一萬一千八百十七圓、製造切揚資金四十三萬八千八百八十三圓、合計百二十五萬圓であつた。同時に北海道銀行は、拓銀と同様の貸出條件で三十五萬圓の融通を承諾した。

然しながら、當業者は貸出額の僅少と、貸出條件たる全申込漁業權者の連帶保證及組合事業を一切後日成立さるべき合同會社へ繼承する事に、不満を感じ、二月一日の組合理事會に於て其參加數百三十四ヶ統に激減した。斯くて、合同會社不成立、合同組合の解散となり、練合同は全然失敗に歸した。

四、合同會社不成立の眞相

合同會社創立計劃の當初に於て、既に合同成立の困難を思はせたものに

一、漁業權の舊債整理 二、漁業權評價とがあつた。

先づ合同地域内の漁業權を擔保とする負債額其整理について述べて見よう。

北海道に於ける練漁業合同に就て

負債總額 約 壹千萬圓

内譯銀行關係 拓殖銀行 二百四十九萬圓

北海道銀行 二十七萬六千圓

殘高 七百二十三萬四千圓

負債を生じた原因は主として仕込關係に基くのである。

一、從來の仕込は無擔保であつた爲め漁業資金、並びに米噲の融通を受くるには、資金の利率は一漁期間（五―六ヶ月）最高三割八分四厘、最低九分、平均一割七、八分であり、米噲は市價より二割五分の高率である。

二、仕込を受ける條件として、漁獲物及製品の販賣委託をなすに至るのであつて、是れによつて約二割の損害を被る。

以上の事情が直接、間接に影響を及ぼして、一旦不漁の時には是非ともこれが擔保として漁業權を提供せねばならなかつた。是等負債に對して、合同案の態度は、低利資金を以つて、充當する計劃であつた。

從來からの本道漁業への低利資金融通方法は、拓殖銀行を通じて、漁業組合へ貸出されるものである。詳言すれば大藏省預金部は、拓殖銀行の發行する拓殖債券を引受くるものであつて、本省の組合貸出査定額も更に拓殖銀行の承認を得ざる限り確定し得ないのである。なぜならもし萬一組合の償還遅延又は不能の場合には、

拓殖銀行は此れが立替償還をなさざるべからざる責務を有するからである。

今回の合同案に於ては、漁業組合は拓殖銀行より低利資金の貸出を受け、これを漁業権者に貸付け、漁業権者は、是れを一旦會社に出資して、三百五十萬圓の株式を受け、負債償還に充當する計劃であつた。此の結果は、低利資金の貸出は、實質的には組合への貸出には非らずして、直接會社へ貸出をなすこととなるのである。

今回の低利資金からは、二百七十六萬餘圓の負債の整理を銀行團は求めない方針であつた。結局銀行團以外の一般よりの負債七百二十三萬四千圓の整理に充てられるのが三百五十萬圓であつて、残高三百七十三萬四千圓が負債の未整理高となるのである。換言すれば、三百七十三萬餘圓の負債未整理高を有する漁場は合同に参加し得ないのである。

他方に銀行以外の債権者の立場を見るに、最近の鯧漁業の状態より推して、債権總額が現金で回収される事は豫想せずして、其内三〇%でも五〇%でも確實な擔保で返済されることを願つてゐるものと傳へられる。故に將來有望な會社であるならば、其株券を有することは彼等にとつて得策であるに違ひない。殘餘負債の整理は、此の際漁業組合等の斡旋によるならば、最も低利な年賦償還の返済方法によつて、解決されるのは必らずしも至難ではないと言はれた。斯くの如き状態であつたが爲めに、最初に豫想した如き障害は舊債整理問題に對して起らなかつたのであると思ふ。

然るに他方、評價問題は、遂に會社を不成立ならしめた一つの重大なる素因をなしたのである。暫定資金融通に對して、拓殖銀行の取つた、強硬なる拒否の態度及、創立委員長の就任未決定は、要するに會社の基礎が堅實ならざる爲めである。會社をして不堅實ならしめたものに、出資物件——特に漁業權——評價の不當及、不良漁場の參加があつた。

出資物件中、漁業權の評價不當は別れて二つとなる。

一、個々の漁業權評價の不當

二、漁業權評價總額の過大

先きに道廳の原案を評價委員會によつて修正し、決定した所によれば、漁業權の評價額は前述の如く、平等割、漁獲高割、公定賃貸價格割の三方法による評價額を加算したものである。而して、漁業權評價の核心をなすものは、漁獲高及、賃貸價格の評價是れである。

先づ漁獲高について述べるならば、今回の各漁業權の漁獲高の評價は、過去十ヶ年、五ヶ年、三ヶ年の各漁場の漁獲高の平均高をもつて決定するのである。果して此の方法は正當であるか？。

鯨漁業の推移を通覧するに、漁獲高の漸減と共に注目し價するものは、鯨漁場の漸次北進する傾向である。最近の統計も亦此の事實を證明してゐる。

斯くの如く考へる時、果して現状を基礎として、此れより前數ヶ年間の魚獲平均高を顧みずして、遠き過去

の漁獲高を平均して、各漁場の評價漁獲高をなす事は、正當であるか、否かは全く疑ひを差し挟まざるを得ない。試みに、今回の合同の爲めに決定された評價漁獲高と現在三ヶ年の漁獲平均高とを各地郡別に比較對照して見よう。(拓殖銀行に於ける漁業權調査の標準となつたのはこゝに掲ぐる過去三ヶ年の漁獲高である。)

地方名	漁業權數	評價漁獲高	一ヶ統平均	過去三ヶ年平均漁獲高	同一ヶ統平均
後志支廳	八〇九 ^{ヶ統}	一二三、〇四三 ^石	約一五一 ^石	八七、七九〇 ^石	一〇八 ^石
及小樽市	一八三	三三、四七二	一八四	三一、一四六	一七一
石狩支廳	五二四	一〇六、〇一〇	二〇六	一四七、五三四	二七〇
留萌支廳	七八八	一一四、九二五	一四六	一〇二、八一四	一三〇
宗谷支廳	二、二九三	三七六、四四〇	一六五	三六九、二八四	一六一
計					

(註二) (本節の統計は北海道廳水産課の調査報告による。)

以上の數字の示す所によれば、評價漁獲高よりも、過去三ヶ年の平均高は總體的に約七千石(約二%)の減少を現はし、最近の鯨漁獲高の漸減を物語つてゐる。

更らに各地郡別に檢するならば、石狩及宗谷の二郡は評價漁獲高よりも約五%に近き減少を示し、其の間大差を見ない。唯後志支廳及小樽市と留萌支廳に於ては、激しい變化を示し、前者は評價漁獲高に於て、總體的に四萬石——各統ごとに約四十石——増加し、後者は約四萬石——一ヶ統平均約六十石——の減少を現はして

北海道に於ける鯨漁業合同に就て

る。換言するならば、後志、留萌兩支廳管内に於ては、漁獲高を前者をもつて評價すべきか、後者を以てすべきかによつて、數量的に——従つて評價價額（百石を二千五百圓と見て）の上に於て——甚だしき差異を生ずるのである。

次に考察するのは、公定貸賃價格の意義及決定に關してである。公定貸賃價格とは、一言にして盡せば、北海道地方税中、鯨定置漁業權の課税標準を云ふのである。此れが、課税標準と決定實施したのは昭和二年以降であつて、五ヶ年ごとに改定する規定である。即ち昭和六年度は將に改定期に相當するのである。

公定貸賃價格決定は、其漁場の前五ヶ年間の漁獲高平均が基礎となるのである。査定方法は、各町村に於て、漁業關係者を以て評定委員を組織し、漁業權一ヶ統毎に調査するのである。調査決定すれば査定書を作成道廳當局へ答申するのである。道廳當局に於ては、此の査定書に基いて、全道の査定書を總覽し、地方的均衡を調査、加味して、是に始めて價格の決定に至るのである。

今回の合同會社案中の漁業權公定貸賃價格は昭和二年のそれである。従つて、其價格は昭和二年以前五ヶ年の漁獲高を基礎として決定されたものである。此の價格を以て、現在の漁業權の評價の決定標準とするのは、餘りにも現況を無視するものではなからうか？ 先きに評價委員會に於ては、公定貸賃價格の倍數比率を左の如く決定した。

（道廳の原案は平均、八、九——十倍であつた）

後志支廳及小樽市管内

神惠内以南 七・五倍

自餘 別 八倍

至小 樽 八倍

石狩支廳管内

厚 田 一二倍

濱 益 一八倍

留萌支廳管内

増毛、留萌 二・三倍

自鬼 鹿 一二倍

至天 鹽 一二倍

宗谷支廳管内 一二倍

上記各地方に於ける公定貸賃價格と、倍加された評價額を示せば、

地名	申込数	各統 貸公 賃格 定	倍 數	同上 倍額	参考 （平均統 漁獲高）
神惠内以南	二五八	五六九 <small>円餘</small>	七 <small>・五</small> <small>倍</small>	四二七二 <small>円餘</small>	一三一 <small>石</small>
自余 至小樽別	三四〇	一、三〇八	八	一〇、四六四 <small>円</small>	一七〇
厚田	五二	二〇三 <small>円</small>	一三	三、四三九	一二四
濱益	五	四六〇	一八	八、二八〇	九五
増毛	二二	四六三	二三	一〇、六五七	二三二
留萌	一九	三六七	二三	八、四七二	一四八
自鬼 至天鹽鹿	二〇九	二五一	一三	三、〇二〇	一五四
宗谷 支廳	六二一	二六二	一三	三、二四八	一五二
計	一、五〇六				

前掲の統計によつて見るに、昭和二年度の公定賃賃價格は、後志支廳管内——特に余別小樽間の漁場——が最高であつて、留萌、増毛地方の優良漁場も前者の約半額以下に過ぎない。今兩地方間に於ける此の賃賃價格の比を、前述の最近三ヶ年の漁獲高より見るならば、現況を離れる事遠い、賃賃價格なる事を思はしめらるるのである。

次に倍加評價額に於ては、余別小樽間の漁場と、増毛のそれとは殆んど等しき價格を示すのであるが、兩地方の漁場の評價漁獲高——一步を譲つて最近三ヶ年の漁獲高によらず——於ても兩地方の石數の比は一七〇對

二二二石を示すのである。

以上の如き賃貸價格の成立は、其現價を正確に表示してゐるであらうか？ 他は計數自身をして語らしむることとする。

漁業權の過大評價は、事實であるか？ 合同會社原案によると、現物出資の内譯は

漁業權總價額 一千萬圓

附屬物件總價額 一千三百五十萬圓である。

然るに評價委員會の決定によれば、公定賃貸價格の倍數比率は、最高二十三倍、最低七倍半となしてゐるのであつて、原案の八九——十倍を超過する事大である。結果漁業權總評價額は、壹千三百八十四萬〇三百五十圓に達した。即ち原案より超過すること、三百八十四萬餘圓——三十八%——に及んでゐる。然しながら、此の事實をもつて、評價過大となすのは、批評の餘地があると思ふ。最後に、不良漁場多數が參加せること、換言すれば、其必然的結果として優良漁場が、比較的僅少であると言はれるが眞實であるか？ 今各地域内の平均評價魚獲高を標準として、合同地域内の優良漁場が何割參加したかを示さう。

一ヶ統 漁獲高	合同地域内總統數	合同に参加せるもの	割	合
三百石以上のもの	一三三ヶ統	一三三ヶ統		約一〇%

北海道に於ける練漁業合同に就て

二百石以上のもの	五五〇	三三二	五六
百石以上のもの	一二三三	九二四	七五
百石以下のもの	四〇七	二六八	六五

一ヶ統百石乃至二百石の漁場が絶對的にも、相對的にも最大多數を占め、二百石以上の漁場の合同參加數が之に次ぐのであるが、其絶對數は前者の三〇%にしか過ぎない。是に最も注目すべきは、百石以下のものは、相對的には六五%、絶對數は二六八ヶ統の多數に上り、全合同漁場の約二〇%を占めてゐること、三百石以のものは約一〇%より參加せずして、其數僅かに一二ヶ統にしか過ぎないこととである。

參加漁場の割合を各支廳別に見るならば（參考として一ヶ統漁獲高の各地域内總統數平均高と參加統數の平均高とを掲げた）

地方名	全漁業權數	參加數	割合	(漁獲高一ヶ統平均)	
				各地域總統數	參加統數
後志支廳	八〇九 ^{ヶ統}	五九八	約七四%	一五一 ^石	一五四 ^石
石狩支廳	一八二	五七	三一	一八四	一二一
留萌支廳	五四	二四〇	四六	二〇六	一五七
宗谷支廳	七八八	六二	七七	一四六	一五二

後志、宗谷兩支廳管内には參加統數が相對的に大であると共に、各地域の漁獲高一ヶ統平均よりも參加統のそれが増加してゐるのであつて、兩支廳管内に於ては、割合に優良漁場が多く參加せる事を語るのである。此れに反して、石狩、留萌兩支廳管内は、參加數の割合も前地方に比して少く、平均石數も參加統のものが著しく低下してゐる。云ひ換へれば、留萌、石狩兩支廳管内に於ては、其地方の優良ならざるものが多く參加してゐる事を現はすのである。

更に詳しく、優良漁場を各地別に見るならば、

地名	總統數	參加數	割合	一ヶ統平均石數	
				總統數	參加統數
後志支廳管内					
神惠内	六九	六八	約一〇〇%	一七七石	一七九石
余別	七五	五一	六八	二〇三	二〇〇
美國	八一	七三	九〇	二〇一	二〇一
余市	七九	六五	八二	二三三	二二〇
石狩支廳管内					

北海道に於ける鯨漁業合同に就て

宗谷支廳管内		留萌支廳管内			
沓	仙	燒	天	留	增
形	法	尻	賣	萌	毛
六二	五六	五八	五九	八三	一三三
四八	五一	四三	二四	一九	一三
七八	九一%	七三	四〇	二三	一〇%
二四八	二四四石	一九八	一九一	二二二	三三五石
二四六	二四八石	一九三	二三五	一四八	二三三石
		濱益			
		一二五			
		五			
		四%			
		三三一石			
		九五石			

以上の統計に於て、顯著なる事實は、濱益、増毛、留萌各地に於ける参加統數の極めて少きこと、加へて同地方に於ける参加漁場平均石數は、全漁場のそれよりも非常に低下してゐる事である。

前述の如く、最近三ヶ年漁獲高統計に於て、最高の地位を占むる、増毛、留萌、濱益の各地の参加統數の少きことは果して何を語るであらうか？ 明らかに最優良漁場の参加し居らざる事を語る、雄辯なる證據である

と思ふ。

大體的ではあるが、以上私の検討によつて言ひ得ることは次の二點に要約されると思ふ。

一、評價の不當とは、評價の基礎を過去の統計に求めたことに起因する。

二、従つて、是れが、原因の一つとなつて、優良漁場の参加の少かつた事これである。即其結果として、過去に於て、斯業の盛大なりし歴史を有する、後志支廳管内地方が有利な立場に立つに至つた。と同時に其地方の大多數の漁場は参加し、留萌方面——最近の漁獲高多き地方——の参加が極めて少き結果を生じたのである。

かくて評價委員會が終つて、愈々會社創立へと進んだ頃、金融業者及世の識者の攻撃は、此の點に對して行はれた。

然しながら斯くの如き結果を招來するに至つたのは決して偶然ではない。なぜなら、道廳が今回の合同會社案の作成に於て既にかくの如き結果を豫想して、計劃したからである。換言すれば、道廳及道廳と協力せる當業者（主として後志支廳管内のもの）が彼等の計劃を定むるにあつては、其立場に於て、社會政策的であり、其動機に於ては、後志支廳管内の漁村救済であつたのである。

道廳側のかくの如き根本的立場を社會政策的なりと云ひ得るならば、此れに對して金融者側は其立場を、企業の収益性に置くものであつて、經營經濟的乃至營利的立場なりと云ひ得ると思ふ。此の兩者の根本的立場の

相違が、引いては、漁業権の評価に、不良漁場の問題に於て、兩者の意見の不一致として現はれ、遂に合同會社をして不成立ならしめたに外ならない。再言するならば、合同會社不成立の根本的原因是、兩者の立場の相違——社會政策的立場に對する營利的立場——に基くものである。

五、鯨漁業合同の將來

鯨漁業の經濟的行詰りは、結局斯業が個人企業として營まれ、其經營方法に於て全く幼稚にして、舊套を脱し得ない所にある。故に各々の企業を合同し、合同會社の統一意思によつて生産、販賣の統制を計ることは、斯業の經濟的更生をなす上に於て極めて重要な事は、是に喋々するを要しない所である。而して企業經營の合理化は、自ら經營者及經濟方法の合理化に關聯する。

經濟方法の合理化を目標とする今回の合同會社創立計劃は遂に不成立に終り、其の原因は根抵に於て、道廳側と金融者側との根本的立場の相違によるものであることを述べた。是に於て將來の合同會社創立に對しては、如何なる立場を保持すべきかの問題が提起せられる。

從來の道廳側の立場に於て社會政策的とは、後志支廳管内漁村救済と同意語である。極言すれば、同地方の漁村救済の爲めに他地方の漁場を合同せしめて、其經濟上の危險負擔を平均ならしめんとすることが其主眼である。此の立場より企てられた合同案に對して、他の此れと事情を異にする漁場——特に優良漁場——が多く

賛成し、参加するかは甚だ疑はしいと言はねばならない。なぜなら、現在の經濟組織に於ては、各自は、絶えずより多くの収益への追求に努めるのであつて、此れと反對に極めて僅少の不利益をも回避するからである。

此の實例は、今回の會社成立にあつて、留萌支廳管内の優良漁場不参加によつて、明らかに證明せられたのであつた。然し、もしかゝる會社が創立されたとするも——それは必然的に優良漁場の不参加を假定することであつて——結果十分の収益を持續し、會社の基礎を堅實ならしむることは、覺束ないと言はねばならない。もし創立された會社が、其經營成績不良の爲め、失敗に歸するならば、後志支廳管内の漁村救済と云ふ、社會政策的の目的が全然失はれるのみならず、此れと危険負擔を共にした他地方の漁場は、是れが犠牲となるのである。要するに社會政策的立場とは、それ自體に於て、重大なる矛盾が潜在するものではなからうか？。

よつて得られる結論は、合同會社は、經營經濟的見地から、収益性乃至營利性を目標として、設立さるべきであると言はねばならない。唯、營利會社について注意すべきは、此種會社の通弊たる一部資本家の収益物たらしめない事是れである。従來の株式會社組織に於ては、大株主が、彼等の資本の力によつて、自ら經營者となつて、會社の利益よりも自己の利益を計ることか多かつた。結果、企業其れ自體の利益と彼等の利益と矛盾する事が屢々あつたのである。然しながら、今回の合同會社に於ては、其の經營の結果の影響する所大であつて、鯨漁業の盛衰、漁村の興亡のよつてかゝる所であるから、特に注意せねばならない。換言すれば、會社の利益をして、同時に、此れが獲得に關聯せし人々の利益たらしめねばならないのである。

斯くの如き會社の設立に缺くべからざる具體的方策を一二述べて見よう。

先づ第一に會社創立にあつて、主管官廳たる道廳及當業者は、金融業者と相提携せねばならない事是である。現在の企業に於て、經營内部の合理化が、極めて重大であると同様に、金融業者との協調、提携も亦重要性を有するのである。企業は金融との協調が完全になされて始めて、十分の發展を望み得るのである。なぜなら、合理化された經營體を、圓滑に、十分に活動させ得るものは、金融そのものゝ力であるからである。

然るに今回の會社創立準備に際しては、道廳及當業者は彼等のみで計劃を進めたのであつて、資金の供給者たるべき、拓殖銀行及北海道銀行に對して、彼等の意見を求め相協議した事實を發見し得ないのである。創立さるべき會社は、經營者の立場より見るも、金融者の立場より見るも、収益性を有し、堅實なるものでなければならぬのである。

次には、主として經營内部の統制、即ち生産及販賣の内部の組織の具體的方法是れである。今回の計劃について見るならば、會社創立の目的の一つであるべき販賣統制に關して、何ら具體的方法が決定して居らなかつたのである。鯨漁業經營の合理化は、實に此の點——如何にして、生産及販賣を統制し價格を維持するか——にあるのであつて、此の方面の調査及研究が完成され、具體的方法が示されざる限り、合同案は何らの價值を生じないわけである。

原案には、漁獲高百石につき、其價格を三千圓と見積り、收入總計を九百七十三萬三千圓と計算してゐる。

加へてその収益によつて、年七分五厘の配當をなすと迄、明記するに不拘ず、百石の價格を如何にして三千圓ならしむるかの、販賣統制の具體的方法を示さずして、斯くの如く、計上する事は、何らの意義を有しないのである。合同參加の賛否は、販賣統制上の具體案が確定し、當業者及其他より容認せられて始めて決する問題である。宜しく、合同案の計劃以前に、此の方面の調査研究をより精細になすべきである。

最後に述べんとする事は、經營者の問題である。元來經營者は、企業所有者とは別個の概念である。會社企業に於て、其所有者は株主であるが、株主——就中大株主——は必ずしも、企業經營の手腕、才能に於て優れてゐるとは云ひ得ない。然しながら從來の企業組織に於ては此の大株主が經營者たる事が通例であつた。然るに近時株式分割の傾向と、經營合理化の叫びは共に、經營方面の才能ある職業的經營者を求めつゝある事は見逃せない勢ひである。

而して、現存せる、堅實なる會社企業に於ても、其經營者によつて、會社の對外的並びに對内的信用に影響する所大である。されば、未だ我國の歴史上其例を見ない、鯨漁業合同會社に於ては、經營者の決定は其將來に及ぼすべき力極めて大なりと云はねばならない。當業者及金融業者は勿論、斯業に關係ある者の等しく注目の眼を見る所は、經營者の人選であらう。即ち會社は將に其經營者に於て、大株主なると否とを問はず、手腕、人格共に衆望の信賴すべき人物たるを要するのは亦重大なる事である。要は、合同會社に於て、其經營方法並びに經營者の合理化を行ふこと是れである。

六、結　　び

以上數段に渉る検討は、今回の北海道廳の立案たる合同會社案を記述し、批判したものである。其記述に於て、拙劣であり、批評に於て、幼稚である事は、資料の不十分なる事と加へて、筆者の認めて、極めて遺憾とする所である。他に残された問題、合同に拌ふ、漁夫失業、及海産商に及ぼす影響、並びに合理的經營方法の具體案に關しては他日期を見て、考察して見たいと思ふのである。

稿終るの頃、近海に鯨大漁の聲を聞く、と、共に新聞紙上に鯨締粕の暴落が傳へられた、大漁の今年も、經濟的に破綻を見ざれば幸ひである。